

第505回 奈良地方最低賃金審議会 議事録

開催日時：令和5年8月7日（月）午後3時00分

開催場所：奈良労働局 別館会議室

奈良市法蓮町163-1 愛正寺ビル2F

1. 出席者

公益代表委員 伊東眞一、杵崎のり子、下山 朗、坪田園子、福井麻起子

労働者代表委員 河本章吾、北尾 亮、松田拓実、水谷圭子、山根 惇

使用者代表委員 柴田健司、当麻和重、西田雅彦、松岡 誠

事務局 橋口労働局長、高木労働基準部長、箸方賃金室長、
大橋賃金室長補佐、北岡賃金調査員、竿谷賃金調査員

2. 審議事項

- (1) 奈良県最低賃金専門部会の審議結果について
- (2) 奈良県最低賃金の改正決定について（答申）
- (3) 奈良県特定最低賃金の改正の必要性の有無について（諮問）
- (4) その他

3. 主要経過・審議結果

【大橋室長補佐】

それでは、定刻になりましたので、第505回奈良地方最低賃金審議会を始めさせていただきます。

まず、定足数の確認でございますが、本日は、小西委員が所用によりご欠席されておりますが、最低賃金審議会令第5条第2項の規定による、定足数を満たしておりますので、本日の審議会が有効に成立していることをご報告申し上げます。

それでは、伊東会長、議事の進行をよろしく申し上げます。

【伊東会長】

本日は御多忙中のところ、また足元の悪い中、ご出席をいただきありがとうございます。ただ今から、第505回奈良地方最低賃金審議会を開催いたします。

まず、本日の議事録の署名人を指名させていただきます。

私のほかに、

労働者側は、松田（まつだ）委員

よろしく願い申し上げます。

使用者側は、柴田（しばた）委員

よろしく願い申し上げます。

それでは、議事に入ります。まず、

議題（1）の「奈良県最低賃金専門部会の審議結果について」

の審議に入ります。

奈良県最低賃金専門部会での審議結果について、部会長である私からご報告いたします。では、事務局から報告文を全委員に配付してください。

【伊東会長】

奈良県最低賃金の改正につきまして、奈良県最低賃金専門部会において審議した結果、お手元にある報告文記載のとおり結論となりましたので、ご報告いたします。なお、報告文の内容を確認したいと思いますので、事務局から、報告文の読み上げをお願いいたします。

【箸方室長】

はい、それでは、ただ今お配りさせていただきました「奈良県最低賃金の改正決定に関する報告書」を読み上げます。

令和5年8月7日

奈良地方最低賃金審議会

会長 伊東 眞一 殿

奈良地方最低賃金審議会

奈良県最低賃金専門部会
部会長 伊東 眞一

奈良県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和5年7月4日、奈良地方最低賃金審議会において付託された奈良県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり、平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、令和3年10月1日発効の奈良県最低賃金（時間額866円）は、令和3年度の奈良県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

また、別紙3の内容について、政府及び中央最低賃金審議会に対し意見を具申するよう、奈良地方最低賃金審議会に要望する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員	伊東 眞一	下山 朗	坪田 園子
労働者代表委員	河本 章吾	松田 拓実	山根 惇
使用者代表委員	上村 賢司	当麻 和重	西田 雅彦

別紙1

奈良県最低賃金

1 適用する地域

奈良県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 936円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり

別紙2

奈良県最低賃金と生活保護費との比較について

- 1 地域別最低賃金
 - (1) 件 名 奈良県最低賃金
 - (2) 最低賃金額 時間額 866円
 - (3) 発 効 日 令和3年10月1日
- 2 生活保護水準
 - (1) 比較対象者
18～19歳・単身世帯者
 - (2) 対象年度
令和3年
 - (3) 生活保護水準（令和3年）

生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の奈良県内の人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（97,219円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1か月換算額（註）と上記2の(3)に掲げる金額を比較すると、奈良県最低賃金が生活保護水準を下回っているとは認められなかった。

（註）奈良県最低賃金の1か月換算額

$$866 \text{円（奈良県最低賃金）} \times 173.8 \text{（1か月平均法定労働時間数）} \\ \times 0.816 \text{（可処分所得の総所得に対する比率※）} \div \underline{122,817 \text{円}}$$

※ 時間額820円（令和3年度地域別最低賃金額の最低額）で月173.8時間働いた場合の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

別紙3

奈良県最低賃金の改正決定にあたっての付帯事項

政府及び中央最低賃金審議会に対して以下の3点について、スピード感を持って推進されることを要望する次第である。

- ① 中小零細企業において大幅な最低賃金の引き上げを実現するために、コスト上昇を速やかに価格転嫁できる体制を早急に整えていただきたい。
- ② 「年収の壁」が人手不足の解消を阻害していることを認識していただき、早急に改善を行っていただきたい。
- ③ 地域間格差は最低賃金の相対的比率ではなくその金額の差が問題であることを認識していただき、今後はその解消に向けた施策を考えていただきたい。

以上でございます。

【伊東会長】

ただ今、事務局から「奈良県最低賃金の改正決定に関する報告書」を読み上げてもらいましたので、これをもちまして奈良県最低賃金専門部会の審議結果の報告とさせていただきます。

次に、審議経過について、事務局から簡潔に説明してください。

【箸方室長】

それでは、奈良県最低賃金専門部会における審議経過につきまして、簡潔にご説明させていただきます。

専門部会は、計5回開催いたしました。

7月24日に第1回目を開催し、部会長等の選出、関係資料等の審議を行いました。

8月1日に第2回目を開催し、公益委員と労働者側委員、公益委員と使用者側委員との間で、金額の個別審議を行いました。

8月3日に第3回目を開催し、前回に引き続き、金額の個別審議を行いましたが、しかしながら、労使双方が主張する金額には、隔たりがあり、結論には至りませんでした。

8月4日に第4回目を開催し、前回に引き続き、金額の個別審議を行いましたが、しかしながら、労使双方が主張する金額には、隔たりがあり、結論には至りませんでした。

8月7日、本日、第5回目を開催し、公益委員から公益委員案を示して採決を行いました。

そして、採決を行った結果、公益委員、労働者側委員、使用者側委員「全会一致」の賛成で、公益委員案のとおり金額を改正することに決定いたしました。

その結果、奈良県最低賃金の改正額は、報告書にもございますように、現行の896円に40円を上乗せした時間額936円になりました。なお、40円は中央最低賃金審議会が示した「目安」どおりでございます。奈良県最低賃金専門部会の審議結果及び審議経過は以上でございます。

【伊東会長】

ただ今の奈良県最低賃金専門部会からの報告書に関し、何かご意見、ご質問はございますでしょうか。松田委員、ご意見はございますでしょうか。

【松田委員】

労働側委員の松田です。今回の審議会、目安額の高い水準の中で真摯なご議論をいただきましてありがとうございます。今回は付帯事項ということで現状の一番大きな課題である価格転嫁が進んでいないという課題であったり、奈良県が抱える地域間格差の是正、率ではなく額差、というところに注目を置いたことであったり、人手不足が問題の中、年収の壁

というところもスピード感を持って取り組んでいただくと、この3点について記載をいただいたことがものすごく大きなこと、すごく前進したことかなと感じております。今後引き続き、公労使の3者間でしっかりと進めていけたらな、と考えております。以上です。

【伊東会長】

ありがとうございました。松岡委員、何かございますでしょうか。

【松岡委員】

今回の目安額ですけれども、今までにない金額ということで、なかなか審議が難しかったと思います。いろいろと専門部会で議論いただき、このような形での結果ということで了解しております。以上です。

【伊東会長】

ありがとうございました。他にご意見、ご質問のある方、いらっしゃいますでしょうか。

(意見、質問がないことを確認)

【伊東会長】

それでは、ただ今審議した報告書を踏まえまして、

議題(2)「奈良県最低賃金の改正決定について(答申)」

の審議に入ります。

7月4日に奈良労働局長から奈良地方最低賃金審議会の会長あてに「奈良県最低賃金の改正決定について(諮問)」をもちまして諮問があり、その後、先ほど事務局から説明がありましたとおり、奈良県最低賃金専門部会にて金額審議を行ってまいりました。

そこで、先ほどの「奈良県最低賃金専門部会の審議結果の報告」、労使双方の委員からのご意見、各団体からの意見表明等の内容を踏まえ、当審議会としましては、奈良県最低賃金に関し、十分な審議を尽くしたと判断いたしましたので、奈良労働局長あて「答申」を行いたいと思います。

「答申」の内容につきまして、「奈良地方最低賃金審議会では、奈良県最低賃金専門部会の報告書のとおりの内容をもって奈良労働局長あて答申する」ということでよろしいかどうか、挙手により採決をとりたいと思います。

採決をとる前に、事務局にて定足数の確認をお願いいたします。

【大橋室長補佐】

定足数の確認でございますが、小西委員が所用によりご欠席されておりますが、最低賃金審議会令第5条第2項の規定による、定足数を満たしており、午後3時14分現在、審議会

が有効に成立していることをご報告申し上げます。

【伊東会長】

現在、定足数が満たされており、奈良地方最低賃金審議会が有効に成立していることを確認いたしました。採決では、最低賃金審議会令第5条第3項に基づき、会長である私を除いた「出席委員の過半数」をもって決することとなります。もし「賛成」「反対」が同数の場合は、「会長の決するところによる」と規定されておりますので、会長である私が決めることとなります。

それでは、私を除いたすべての委員の皆さん、「賛成」か「反対」のいずれかに挙手をお願いいたします。

事務局にて「賛成」数、「反対」数を確認してください。

まず、「奈良県最低賃金専門部会の報告書のとおりの内容をもって奈良労働局長あて答申すること」に「賛成」の方、挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。

次に、「奈良県最低賃金専門部会の報告書のとおりの内容をもって奈良労働局長あて答申すること」に「反対」の方、挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。

それでは、事務局から「賛成」「反対」の人数を報告してください。

【大橋室長補佐】

賛成の方は公益委員が4人、労働者委員が5人、使用者委員が4人、計13人でございます。

【伊東会長】

ありがとうございました。ただ今の採決の結果、全会一致により、賛成が過半数を超えたことを確認いたしました。

以上の結果をもちまして、奈良県最低賃金専門部会の報告書の内容を奈良労働局長あて答申することといたします。

それでは、事務局にて「答申文」案を準備してもらっていますので、委員の皆さんに配付してください。

「答申文」の案の内容を確認しますので、事務局から読み上げてください。

【箸方賃金室長】

それでは、「答申文」案を読み上げさせていただきます。

(案)

令和5年8月7日

奈良労働局長

橋口 忠 殿

奈良地方最低賃金審議会

会長 伊東 眞一

奈良県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和5年7月4日付け奈労発基0704第1号をもって貴職から諮問のあった標記について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり、平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和3年10月1日発効の奈良県最低賃金（時間額866円）は、令和3年度の奈良県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

また、別紙3のとおり、奈良地方最低賃金審議会として政府及び中央最低賃金審議会に対し意見を具申するので、格別の御高配を賜りたい。

別紙1

奈良県最低賃金

1 適用する地域

奈良県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者

- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 936円

- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

- 6 効力発生の日
法定どおり

別紙2

奈良県最低賃金と生活保護費との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件名 奈良県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 866円
- (3) 発効日 令和3年10月1日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和3年
- (3) 生活保護水準（令和3年）
生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の奈良県内の人口加重平

均に住宅扶助の実績値を加えた金額 (97,219円)。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1か月換算額(註)と上記2の(3)に掲げる金額を比較すると、奈良県最低賃金が生活保護水準を下回っているとは認められなかった。

(註) 奈良県最低賃金の1か月換算額

$$866円(奈良県最低賃金) \times 173.8(1か月平均法定労働時間数) \\ \times 0.816(可処分所得の総所得に対する比率※) \div \underline{122,817円}$$

※ 時間額820円(令和3年度地域別最低賃金額の最低額)で月173.8時間働いた場合の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

別紙3

奈良県最低賃金の改正決定にあたっての付帯事項

政府及び中央最低賃金審議会に対して以下の3点について、スピード感を持って推進されることを要望する次第である。

- ① 中小零細企業において大幅な最低賃金の引き上げを実現するために、コスト上昇を速やかに価格転嫁できる体制を早急に整えていただきたい。
- ② 「年収の壁」が人手不足の解消を阻害していることを認識していただき、早急に改善を行っていただきたい。
- ③ 地域間格差は最低賃金の相対的比率ではなくその金額の差が問題であることを認識していただき、今後はその解消に向けた施策を考えていただきたい。

以上でございます。

【伊東会長】

ただ今の「答申文」案の内容につきまして、ご意見、ご質問はございますか。

(意見、質問がないことを確認)

ご意見、ご質問がないようですので、ただ今読み上げていただいた内容をもって「答申文」といたしますので、案の文字を消してください。

それでは、「答申文」が確定しましたので、これをもちまして奈良労働局長に答申したいと思えます。

それでは、事務局にて「答申文」の準備をお願いいたします。準備ができるまでの間、皆さんは休憩時間としますので、しばらくお待ちください。

【箸方室長】

本日は報道機関が入りますので、よろしく願いいたします。

(5分間経過)

【箸方室長】

お待たせしました。「答申文」の準備ができましたので、これから「答申文」を受け渡します。伊東会長、橋口局長は事務局後ろに設置しております「奈良労働局のボード」の前まで移動をお願いいたします。

【箸方室長】

それでは、伊東会長、「答申文」をお渡しください。

【伊東会長】

それでは、答申しますので、よろしく願います。

【橋口局長】

ありがとうございます。

(答申文の受け渡し)

【箸方室長】

ありがとうございます。

それでは、伊東会長、橋口局長は、座席にお戻りください。

報道機関の皆様はここまでということで、ご退出していただきたいと思います。

【伊東会長】

それでは事務局は、「答申文」の写しを傍聴人、委員の皆さんに配付してください。

【箸方室長】

それでは、答申文も行き渡ったようですので、奈良労働局長の橋口から謝辞を申し上げます。

【橋口局長】

奈良労働局長の橋口でございます。最低賃金審議会の伊東会長をはじめ、委員の皆様方に一言、御礼を申し上げたいと思います。

ただ今、伊東会長から「奈良県最低賃金の改正決定」につきまして、ご答申をいただきました。伊東会長をはじめ、委員の皆様方、特に専門部会の委員の皆様方には、大変お忙しい中であって、長時間にわたり、地域の実態を踏まえた様々な観点から、慎重かつ熱心なご審議を賜りましたこと、また、本日ご答申をいただきましたが、皆様方のそれぞれの立場における、これまでのご努力に対しまして深く感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

私ども奈良労働局といたしましては、今後、必要な手続きを進め、改正されます奈良県最低賃金を、奈良県内の事業所及び労働者に対してしっかりと周知を図っていくとともに、特に中小・零細規模の事業所の皆様に対する支援対策としまして、「業務改善助成金」の活用など、支援対策を積極的かつ速やかに周知するよう努めてまいり所存でございます。

また、答申の付帯事項につきましても、本省へ上申し政府全体で取り組むよう働きかけるとともに、奈良労働局におきましても、あらゆる手段を講じまして実現を図ってまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、御礼の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

【伊東会長】

それでは、これもちまして、奈良県最低賃金の改正決定の答申を終わります。

次に、

議題（３）「奈良県特定最低賃金の改正の必要性について（諮問）」

の審議に入ります。

事務局から説明をお願いします。

【箸方室長】

それでは、ご説明します。

資料1頁の「奈良県特定最低賃金の改正に係る申出書」をご覧ください。最低賃金法第15条第1項の規定に基づき、令和5年7月24日に、奈良県特定最低賃金の改正決定に関する申出が3件ございました。

特定最低賃金の内容を改正したいときは、当該産業に属する関係労働者もしくは関係使用者は、管轄労働局長に対し申し出ることができますが、この申出方法の違いから、「労働協約ケース」と「公正競争ケース」に区別することができます。

「労働協約ケース」とは、当該産業において、同種の基幹的労働者、「基幹的」とは「中心的な」という意味でございますが、基幹的労働者の概ね3分の1以上の者が、賃金の最低額に関する労働協約の適用を受けている場合を指します。当該労働協約の当事者である複数の労働組合が合意し、特定最低賃金の改正を申し出てくる場合を「労働協約ケース」と呼んでいます。

一方、「公正競争ケース」とは、当該産業において、事業の公正競争を確保するという観点から「必要性がある」として、特定最低賃金の改正を申し出てくる場合を指します。

先ほど申し上げた3件の申出は、いずれも「労働協約ケース」に基づくものでございます。順にご説明します。

1件目は、JAM大阪奈良地区協議会様から「奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金」の改正の決定を求める申出でございます。申出の理由欄を見ますと、奈良県における同種の産業に使用される基幹的労働者数はBで7,180名、賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数はAで2,595名となり、概ね3分の1以上に達しており、申出の法定要件を満たしてございました。

2件目は、電機連合奈良地方協議会様から「奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業最低賃金」の改正の決定を求める申出でございます。申出の理由欄を見ますと、奈良県における同種の産業に使用される基幹的労働者はBで1,030名、労働協約の適用労働者数はAで731名となり、賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が、基幹的労働者数の概ね3分の1以上に達しており、申出の法定要件を満たしてございました。

3件目は、自動車総連奈良地方協議会様から「奈良県自動車小売業最低賃金」の改正の決定を求める申出でございます。申出の理由欄を見ますと、奈良県における同種の産業に使用される基幹的労働者はBで3,110名、労働協約の適用労働者数はAで1,104名となり、賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が、基幹的労働者数の概ね3分の1以上に達しており、申出の法定要件を満たしてございました。

申出のございました3件につきましては、いずれも申出の法定要件が整ってございましたので、受理をいたしました。

以上でございます。

【伊東会長】

ただ今の事務局からの説明を踏まえ、奈良県特定最低賃金の改正決定に関する申出は、3件いずれも要件を満たしているとのことでしたので、奈良労働局長から、その「必要性の有無」について諮問をお受けしたいと思えます。

【箸方室長】

それでは、奈良県特定最低賃金の改正決定に関する「必要性の有無」につきまして、奈良労働局長から奈良地方最低賃金審議会の会長あて諮問をさせていただきます。

奈良労働局長の橋口から伊東会長に「諮問文」をお渡ししますので、伊東会長、橋口局長は事務局後ろに設置しております「奈良労働局のボード」の前まで移動願います。

【橋口局長】

それでは、審議をいただきますようお願いいたします。

【伊東会長】

受けたまわりました。

【箸方室長】

それでは座席の方にお戻り願います。

【伊東会長】

それでは、ただ今の「諮問文」をもちまして、奈良労働局長からの「諮問」をお受けすることといたします。

【箸方室長】

それでは、「諮問文」の写しを委員の皆様にお配りしますので、しばらくお待ちください。

【箸方室長】

内容を確認していただくために、私から「諮問文」を読み上げさせていただきます。

奈労発基0807第1号
令和5年8月7日

奈良地方最低賃金審議会

会長 伊東 眞一 殿

奈良労働局長
橋口 忠

奈良県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第1項の規定に基づき、下記のとおり改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、最低賃金の改正決定の必要性の有無について貴会の意見を求める。

記

最低賃金の件名	申出書受理年月日	申出代表者名
奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金 （令和元年奈良労働局最低賃金公示第2号）	令和5年7月24日	JAM大阪 奈良地区協議会 議長 松井 敦
奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業最低賃金 （令和元年奈良労働局最低賃金公示第3号）	令和5年7月24日	電機連合 奈良地方協議会 議長 田中 篤史
奈良県自動車小売業最低賃金 （令和元年奈良労働局最低賃金公示第4号）	令和5年7月24日	自動車総連 奈良地方協議会 議長 鳥尾 将人

以上でございます。

【伊東会長】

それでは、次に、「諮問の趣旨」につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【橋口局長】

はい、それでは私の方から諮問の趣旨をご説明いたします。

ただ今、奈良県特定最低賃金の改正の必要性の有無につきまして、諮問文を会長にお渡しいたしました。

制度の趣旨や申出状況につきましては、先ほど事務局からご説明申し上げましたとおりでございますが、奈良県特定最低賃金3件につきまして、改正の申出がなされており、いずれも申出の要件は整っているところでございます。

今後は、運営小委員会で、ご審議いただくことになるかと存じますが、委員の皆様方におかれましては、奈良県内の様々な実情をご勘案の上、改正の必要性の有無につきまして、ご審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

【伊東会長】

ありがとうございました。この諮問につきまして、何かご意見、ご質問はございましたら、お伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

(意見、質問がないことを確認)

【伊東会長】

ご意見、ご質問がないようですので、議事を進行させていただきます。

奈良労働局長からお受けしました奈良県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に係る「諮問」につきまして、具体的な審議は「運営小委員会」で行うということで、前々回（第503回）の審議会で皆様方から承認を得ているところでございます。

運営小委員会に関し、前々回に決めたことを含め、事務局から説明をお願いいたします。

【箸方室長】

それでは、運営小委員会についてご説明します

委員の皆様9名のお名前は資料10頁「運営小委員会委員名簿」をご覧ください。

お名前の読み上げは省略させていただきます。

第1回運営小委員会の開催日時は、

8月18日 金曜日 13時30分

開始を予定しています。

審議内容は、「委員長及び委員長代理の選出」、「奈良県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無」等を予定しています。

なお、審議内容の公開・非公開の取扱いですが、「原則として公開する」ことになっておりますが、その具体的な取扱いは、運営小委員会の中で審議し、決めることになっております。

【伊東会長】

今の事務局の話でいくと、「第1回運営小委員会」は、原則「公開」という理解でよろしいのでしょうか。

【箸方室長】

はい、運営小委員会の第1回目の開始時点では、「公開」となります。従来、「必要性の有無の審議は非公開」の取扱いにしておりましたが、第1回目の本審においてご審議いただきましたとおり、公労使3者が集まっての議論の部分については「公開」とし、公労・公使の2者による個別審議のみ「非公開」となります。以上でございます。

【伊東会長】

分かりました。それでは、運営小委員会の委員に任命されました皆様方は、大変ご苦労をおかけいたしますが、よろしくお願い申し上げます。

それでは、次に

議題（5）「その他」

ですが、事務局から何かございますでしょうか。

【箸方室長】

本日、奈良県最低賃金につきまして、ご答申をいただきましたので、奈良県最低賃金の発効までの流れにつきまして、改めましてご説明させていただきます。

最低賃金法第11条第2項におきまして、最低賃金審議会の意見、つまり、答申のことですが、この答申に対し、異議を申し出ることを認めております。そこで、ご答申をいただきました本日、本審議会の終了後に、8月22日火曜日までを期間とする、異議申出の公示を行います。もし、異議の申し出がありました場合につきましては、再度、審議会に意見を求めなければなりませんので、その場合は、8月23日水曜日午前10時00分から審議会を開催する予定にしております。この8月23日開催の審議会におきまして、奈良労働局長から審議会に対し、異議申出に関する意見をお聴きすべく、「諮問」を行うこととなります。手続きがすべてスムーズに進んだ場合、最短日のケースを申し上げますが、もし、8月23日の当日の審議会にて「即日答申」をいただくことになりましたら、官報の公示手続きを行い、9月1日に官報公示されますと、公示より30日経過後の10月1日から改正奈良県最低賃金が発効となります。以上でございます。

【伊東会長】

そうしましたら、次回の審議会は、

8月23日 水曜日 午前10時00分

から、ここ別館会議室で開催することといたします。

今年度は運営小委員会の報告が予定されていますので、異議の申し出の有無にかかわらず、開催いたします。委員の皆さんはご出席への配慮をよろしくお願い申し上げます。

それでは、8月23日に開催する場合の審議会の「公開」「非公開」につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【箸方室長】

それでは、ご説明させていただきます。

この日は異議申出に係る審議の前に特定最低賃金の必要性の答申等がございますが、例年、それまでは「公開」とし、以後の異議申出に係る審議は、「非公開」としておりましたが、第1回の本審でもご審議いただきましたが、公労使3者が集まって議論を行う部分においては「公開」とするとなったことから、この日につきましては、全て「公開」とさせていただきます。以上でございます。

【伊東会長】

はい、それでは、次回の審議会は、「公開」といたします。

他に事務局から説明しておくべきことはありますでしょうか。

【箸方室長】

特にございません。

【伊東会長】

それでは、これもちまして本日の審議会は終了いたします。お疲れ様でした。ありがとうございました。